

## 政策実現研修実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、政策実現研修全体の支援、研修生の選考・ワーキンググループの選考及びプロジェクトチームの選考について必要な事項を定めることにより、政策を実現させ、市政に資することを目的とする。

### (支援の対象)

第 2 条 この要綱において支援の対象とする政策実現研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 問題・課題発見研修
- (2) 問題・課題解決研修
- (3) プロジェクトマネジメント研修
- (4) ワーキンググループ活動
- (5) プロジェクトチーム活動

### (選考の対象)

第 3 条 この要綱において選考の対象とする政策実現研修は、次に掲げるものとする。

- (1) 問題・課題発見研修
- (2) ワーキンググループ選考
- (3) プロジェクトチーム選考

### (問題・課題発見研修生の募集)

第 4 条 政策実現研修の中で、問題・課題発見研修については、研修生の募集は、公募とし、指定の申し込み用紙に、政策テーマとその内容を記入の上、期日までに研修主管部長に提出するものとする。

### (問題・課題発見研修参加希望者の選考方法)

第 5 条 問題・課題発見研修参加希望者多数の場合の研修生選考は、副市長・企画財政部長・総務部長・職員課長・人材育成室長による文書審査とする。但し、必要な場合には面接も実施する。

### (ワーキンググループの結成方法)

第 6 条 問題・課題発見研修の中で、政策実現可能な課題に絞り、その課題を研究していくためのワーキンググループの母体を結成する。

- 2 問題・課題発見研修の中で、絞られた課題を研究するワーキンググループは、必要な場合には、その構成員を広く公募できるものとする。

### (政策実現研修ワーキンググループ選考委員会の設置)

第 7 条 ワーキンググループ選考について、政策実現研修ワーキンググループ選考委員会（以下「選考委員会」とする）を設置する。

### (選考委員会の構成)

第 8 条 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 両副市長
- (2) 市長公室長
- (3) 企画財政部長
- (4) 総務部長
- (5) 所管部長

- (6) 所管課長
- (7) 職員課長
- (8) 人材育成室長

2 選考委員会には、委員長を置き、副市長をもって充てるものとする。

(ワーキンググループの選考方法)

第 9 条 ワーキンググループ及び、その後の問題・課題解決研修の研修生選考方法は、問題・課題発見研修を受講した研修生及び、船橋市職員研修規程第 2 条第 3 号に規定する自己研修のうち、自主研究グループ研修参加者の中から、実現へ向けての提案（プレゼンテーション）により審査する。

2 選考委員会は、提案（プレゼンテーション）をしたグループの中から、今後ワーキンググループとして活動させるにふさわしいかを審査し、選考する。

(ワーキンググループの活動について)

第 10 条 ワーキンググループは、職員自己研修支援要綱第 3 条第 1 号及び、3 号に規定する自主研修グループと同様の支援を受けられるものとする。

2 ワーキンググループは、先進自治体等視察研修実施要領により、先進自治体等への視察を行うことができる。

3 ワーキンググループは、毎月 1 回、進捗状況について、ワーキンググループ選考委員に対し、報告しなければならない。

(1) 進捗状況報告は、ワーキンググループ選考委員の他に、一般の職員の参加（見学）も認める。

4 ワーキンググループは、その結成時から、プロジェクトチーム選考のための最終提案までの期間において、研修講師によるアドバイスを受けることができる。

(1) 手紙、電話、電子メールの他、直接講師との面談を行うことができる。

(政策実現プロジェクトチーム判定委員会の設置)

第 11 条 プロジェクトチーム選考について、政策実現研修プロジェクトチーム判定委員会（以下「判定委員会」とする）を設置する。

(判定委員会の構成)

第 12 条 判定委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長
- (2) 両副市長
- (3) 市長公室長
- (4) 企画財政部長
- (5) 総務部長
- (6) 所管部長
- (7) 所管課長
- (8) 政策企画課長
- (9) 財政課長
- (11) 職員課長
- (12) 人材育成室長

2 判定委員会には、委員長を置き、市長をもって充てるものとする。

(プロジェクトチームの選考方法)

第13条 プロジェクトチームの選考は、ワーキンググループとして活動してきたグループ及び、船橋市職員研修規程第2条第3号に規定する自己研修のうち、自主研究グループ研修参加者の中から、実現へ向けての最終提案（プレゼンテーション）をさせ、市の課題として、緊急性・必要性があり、効率的に実現可能かを審査する。

2 最終提案（プレゼンテーション）は、プロジェクトチーム判定委員の他に、一般の職員の参加（見学）も認める。

（プロジェクトチームの活動について）

第14条 最終提案（プレゼンテーション）において、承認されたワーキンググループは、プロジェクトチームとして当該年度の3月31日までは、同構成員にて活動する。

（政策実現研修講師の選任）

第15条 政策実現研修（問題・課題発見研修、問題・課題解決研修、プロジェクトマネジメント研修及び、最終提案までのアドバイス）全般に対して指導を行う研修講師は、職員課人材育成室で選任する。

（政策実現研修の庶務）

第16条 政策実現研修の庶務は、職員課人材育成室において処理する。

（その他必要事項）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。